

**愛媛県産業技術研究所利便性向上システム構築業務企画提案募集
(プロポーザル) 実施要領**

1 目的

この要領は、愛媛県産業技術研究所利便性向上を目的にしたシステムを新規に構築するにあたり、企画提案参加方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

愛媛県産業技術研究所利便性向上システム構築業務

(2) 業務内容

別紙『愛媛県産業技術研究所利便性向上システム構築業務仕様書』のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

(4) 委託料上限額

3,960千円以内（消費税及び地方消費税並びに当事業に係る一切の経費を含む。）

3 参加資格要件

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和2・3・4年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治法から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けてない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

4 スケジュール

(1) 参加意思表示	令和4年11月15日(火)～11月22日(火)17時まで
(2) 質問受付	令和4年11月15日(火)～11月22日(火)17時まで
(3) 企画提案書等受付	令和4年11月15日(火)～11月29日(火)17時まで
(4) 審査	令和4年12月上旬 [予定]
(5) 審査結果通知	令和4年12月 上旬～中旬 [予定]
(6) 委託事業実施及び完了	契約締結日～令和5年3月15日(水)

5 企画提案について

(1) 参加意思表明

企画提案に参加しようとする事業者は、次により「参加意思表明書（様式1）」を提出すること。

ア 提出期限	令和4年11月15日（火）～11月22日（火）17時まで（必着）
イ 提出方法	メール（件名は【愛媛県産業技術研究所利便性向上システム構築業務申込】とすること。）
ウ 提出先	産業技術研究所 企画管理部 藤田、坂本 〒790-8570 愛媛県松山市久米窪田町487-2 メールアドレス： sangyo-gijutsu@pref.ehime.lg.jp

(2) 質問及び回答

企画提案に係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。なお、質問及び回答は参加申込事業者全員に行う。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ア 提出期限	令和4年11月15日（火）～11月22日（火）17時まで（必着）
イ 提出方法	メール（件名は【愛媛県産業技術研究所利便性向上システム構築業務質問】とすること。）
ウ 提出先	産業技術研究所 企画管理部 藤田、坂本 〒790-8570 愛媛県松山市久米窪田町487-2 メールアドレス： sangyo-gijutsu@pref.ehime.lg.jp

(3) 企画提案書等

企画提案に参加する事業者は、次により資料を提出すること。なお、規格は日本工業規格A4とする。

ア 提出資料

(ア) 企画提案書（様式3）

法人(団体)の概要、過去の類似委託業務の実施実績、業務執行体制等を含む。

(イ) 企画提案書に付帯する資料（様式自由）

委託業務仕様書に基づいた企画提案（A4 両面印刷 10 ページ以内）を記載すること。

(ウ) 見積書（様式自由）

提案内容の実施に直接必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

(エ) 誓約書（様式4）

イ 提出部数 8部(うち正本1部)」

ア 企画提案書	（様式3） 法人(団体)の概要、過去の類似委託業務の実施実績、業務執行体制等を含む
イ 企画提案書に付帯する資料	（様式自由） 委託業務仕様書に基づいた企画提案（A4 両面印刷 10 ページ以内）を記載すること。
ウ 提出期限	令和4年11月22日（火）～11月29日（火）17時まで（必着、当日消印不可）
エ 提出方法	郵便又は持参

オ 提出先	産業技術研究所 企画管理部 藤田、坂本 〒790-8570 愛媛県松山市久米窪田町 487-2 メールアドレス： sangyo-gi-jutsu@pref.ehime.lg.jp
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は必要に応じて複写するが、使用は本業務での検討に限る。 ・企画提案書提出期限後の再提出及び差替えは、原則認めない。ただし、県から書類の不足・不備の保管、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。

6 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書（様式3）に付帯する資料及び見積書に基づき、対面プレゼンテーション審査により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

最優秀提案者の選定にあたっては、別紙「審査基準」に基づいて、総合的に審査・評価し選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。審査結果についての異議申し立ては認めない。

7 契約の方法

(1) 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と企画提案内容に沿って協議等を行い、協議が整った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。その際、提出された企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じること。

8 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 本要領に定める事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は失格とする。

(3) 提案内容に含まれる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

9 問い合わせ先・提出先

産業技術研究所 企画管理部 藤田、坂本

〒790-8570 愛媛県松山市久米窪田町 487-2

電 話 : 089-976-7612 F A X : 089-976-7313

メールアドレス : sangyo-gijutsu@pref.ehime.lg.jp

別紙

愛媛県産業技術研究所 利便性向上システム作成委託業務
審査基準

審査項目	評価項目	配点
提案内容の的確性	本業務に沿った明確かつ具体的な提案か。	20
独自性	事業者のこれまでの知識や経験等を活かした独創性のある提案となっているか。	20
利便性	利用者の利便性向上に繋がるDXの工夫が具体的かつ適切に提案されているか。	20
業務への理解・知識	本業務の目的及び内容について理解、知識が十分か。	10
実施体制	提案事業の遂行に十分な責任者及び組織体制(人員確保、スケジュール管理含む)となっているか。	10
業務実績	本業務と同種、類似業務の実績があるか。	10
保守費用	運用保守に係る経費は、内容に対して適切であるか。	10
合計点		100